

172 陸軍一年志願兵に関する学校の認定及びその入営延期に

関する件公布

〔大正七年九月〕

〔注記1〕
大正七年九月十六日 内閣書記官長 ① 内閣書記官 ② ③ ④

内閣総理大臣 花押

法制局長官 印

外務大臣花押 大蔵大臣花押 海軍大臣花押 文部大臣花押 逓信大臣花押

内務大臣花押 陸軍大臣花押 司法大臣花押 農商務大臣花押

別紙陸軍文部両大臣請議陸軍一年志願兵ノ資格ニ関スル認定学

校及入営延期ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依

テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

修正案ノ通

朕徴兵令ニ依ル一年志願兵ニ関スル学校ノ認定及其ノ入営延期

ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

〔大正七年九月〕月〔二十一日〕日

内閣総理大臣

陸軍大臣

文部大臣

勅令第〔三百五十七〕号

第一条 徴兵令第十三条第一項第二号ノ規定ニ依ル中学校ノ学

科程度ト同等以上ノ学校ノ認定ハ陸軍大臣及文部大臣之ヲ為

ス

第二条 徴兵令第二十三条第一項ノ規定ニ依ル一年志願兵ノ入

営延期ハ左ノ各号ニ依ル

一 中学校卒業ヲ入学程度トスル修業年限三年以上ノ官立学

校又ハ公立私立専門学校ニ在校スル者 満二十五歳迄

二 中学校卒業ヲ入学程度トスル修業年限五年以上ノ専門学

校ニ在校スル者 満二十六歳迄

三 中学校卒業ヲ入学程度トスル修業年限六年以上ノ専門学

校、東京高等商業学校専攻部又ハ帝国大学分科大学ニ在

校スル者 満二十七歳

前項ノ規定ハ研究科選科等ノ別科ニ在校スル者ニハ之ヲ適用

セス

附則

本令ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ一年志願兵ノ資格ニ関シ文部大臣ニ於テ中学

校ノ学科程度ト同等以上ノ学校ト認メタル学校ハ之ヲ第一条ノ

規定ニ依リ認定セラレタルモノト看做ス

〔参照〕

朕帝国議會ノ協賛ヲ経タル徴兵令中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

公布セシム

御名 御璽

大正七年三月三十日

内閣総理大臣 伯爵寺内正毅

海軍大臣 加藤友三郎

陸軍大臣 大島健一

法律第二十四号(官報四月一日)

徴兵令中左ノ通改正ス

第七条ノ二 第十二条又ハ第十三条ニ依ル場合ヲ除クノ外志願

ニ由リ兵籍ニ編入セラルル者ノ服役ニ関シテハ勅令ノ定ムル

所ニ依ル

前項ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者満四十歳迄ニ兵籍ヨリ除

カルルニ至リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第八条 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者ハ兵役

ニ服スルコトヲ許サス

第九条第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

現役兵及補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ応シ壯丁ノ身材芸能職業

ニ從ヒ勅令ノ定ムル各兵及雑卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ徵集

順序ヲ定メ之ニ充ツ

第十三条 左ニ掲クル者ニシテ陸軍予備役後備役將校同相当官

タルノ希望ヲ有スル満十七歳以上二十一歳未滿ノモノハ志願

ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ其

現役中ノ食料被服装具等ノ費用ハ自弁トス但費用ノ一部ヲ官

給スルコトアル可シ

第一 官立学校小学校及選科等別科ヲ除ク 師範学校又ハ中学校ヲ卒業シ

タル者

第二 勅令ノ定ムル所ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上

ト認ムル学校ヲ卒業シタル者

前項ニ掲クル学校ニ在学スル者ニシテ二十二歳未滿迄ニ卒業

シ入営スルコトヲ得ルモノ亦前項ニ同シ

前項ニ依リ志願ヲ為シタル者ハ卒業迄入営ヲ延期ス

第二項ニ掲クル者満二十二歳以上ニ非サレハ卒業シ入営スル

コトヲ得サルニ至リタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵

集ス

第一項又ハ第二項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中ノ一年

志願兵ト称ス

六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ一年志願兵

タルコトヲ許サス

一年志願兵ノ現役ヲ終リタル者ノ予備役後備役期間ハ勅令ヲ

以テ之ヲ定ム

第十四条 二十歳未滿ニシテ師範学校ヲ卒業シタル者又ハ満二

十歳以上ニシテ師範学校ニ在校シ満二十三歳迄ニ之ヲ卒業ス

ヘキ者ハ一箇年間陸軍現役ニ服セシム

前項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中ノ一年現役兵ト称ス

第一項ノ場合ニ於テ師範学校在校中ノ者ハ卒業迄入営ヲ延期

ス

一年現役兵ノ現役ヲ終リタル者ハ直ニ第一國民兵役ニ服セシ

ム

一年現役兵トシテ現役ニ服スヘキ者、其現役中ノ者又ハ其現

役ヲ終リタル者左ノ各号ノ一二該当スルトキハ之ヲ徵集ス但

満二十一歳以上ノ者ノ徴集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモノトス

第一 満二十三歳迄ニ師範学校ヲ卒業セサルニ至リタルト

キ

第二 師範学校卒業ノ年ニ入営シタル者其現役ヲ終リタル

日ヨリ六箇月ヲ経過シタル後ニ於テ小学校ノ教職ニ在ラ

サルコトアルトキ

第三 師範学校卒業ノ年ニ入営セサル者卒業ノ日ヨリ二箇

年ヲ経過シタル後ニ於テ小学校ノ教職ニ在ラサルコトア

ルトキ

第四 小学校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有セサルニ至リタルト

キ

一年現役兵ノ現役ヲ終リタル者前項ニ依リ徴集セラレタルト

キハ一箇年現役期間ヲ短縮ス

第五項第二号乃至第四号ハ満二十八歳ヲ過キタル後小学校ノ

教職ヲ退キタル者ニ付テハ之ヲ適用セス

第三章 免役及延期

第二十一条 禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ為メ予審若クハ公

判中ノ者犯罪ノ為メ拘禁中ノ者刑ノ執行停止中ノ者又ハ仮出

獄中ノ者ハ徴集ヲ延期ス

第二十三条 一年志願兵トシテ服役スヘキ者ニシテ勅令ノ定ム

ル所ニ依リ修業年限三箇年以上ノ専門学校又ハ之ト同等以上

ト認ムル学校ニ在校スルモノニ対シテハ本人ノ願ニ由リ其学

校ノ修業年限ニ応シ満二十七歳迄入営ヲ延期ス

一年志願兵トシテ服役スヘキ者其服役ヲ為ササルトキハ之ヲ

徴集ス但満二十一歳以上ノ者ノ徴集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモ

トトス

第二十三条ノ二 満二十歳ニ至ラサル前ヨリ露国領沿海州、露

国領薩哈噠、支那、香港及澳門以外ノ外国ニ在ル者ニ対シテ

ハ本人ノ願ニ由リ満三十七歳迄徴集ヲ延期ス

前項ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル者延期ノ事由消滅シタルト

キハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集シ満三十七歳ヲ過キタル

トキハ国民兵役ニ服セシム

第二十三条ノ三 第七条ノ二第二項ニ依リ兵役ニ服スヘキ者又

ハ第十四条第五項若クハ前条第二項ニ依リ徴集セラルヘキ者

ニシテ満二十七歳迄ノモノハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ

服スルコトヲ得此場合ニ於テハ第十三条ヲ適用ス

前項ニ依リ志願ヲ為シタル者ニ対シテハ第二十三条第一項ニ

依リ延期ヲ為サス

第二十五条 第三条第二項、第十二条、第十三条第一項第二項

第四項、第十四条第五項但書、第二十三条第二項但書及第二

十三条ノ三第一項ニ掲クル年齢ハ十二月一日ニ於ケル年齢ト

ス

第二十五条ノ二 毎年一月一日ヨリ十一月三十日迄ニ満二十歳

ト為ル者ハ其年一月中ニ、十二月一日ヨリ同月三十一日迄ニ

満二十歳ト為ル者ハ翌年一月中ニ書面ヲ以テ^{戸主ニ非サル者ハ戸}

者又ハ禁治産者ナルトキ^{主ヨリ戸主未成年}

ハ戸主ノ法定代理人ヨリ本籍ノ市町村長ニ届出ツ可シ但現役ヲ終

ヘタル者又ハ現役中ノ者ニ付テハ此限ニ在ラス
第十四条第五項、第二十三条第二項若クハ第二十三条ノ二第

二項ニ該当スル者又ハ第二十三条第一項ニ依ル延期ノ事由止ミタル者ハ十四日以内ニ書面ヲ以テ本籍ノ市町村長ニ届出ツ可シ

第二十九条中割註ヲ削リ「禁錮」ヲ「六年未満ノ懲役若クハ禁錮」ニ改メ同条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第十三条ニ依リ服役スル者ノ現役予備役後備役年期又ハ一年現役兵ノ現役年期ハ前項ニ依ラス勅令ヲ以テ定ムル日ヨリ起算ス

第二十九条ノ二 本令中市町村長トアルハ勅令ヲ以テ指定スル市ニアリテハ区长、市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者トス

第三十条 第二十五条ノ二第一項ノ届出ヲ為ササル者ハ科料ニ処ス

第三十条ノ二 第二十五条ノ二第二項ノ届出ヲ為ササル者及正当ノ事故ナクシテ身体ノ検査ヲ受ケサル者ハ百円以下ノ罰金又ハ三十円以上ノ科料ニ処ス

第三十一条中「一月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上三十円以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「三年以下ノ懲役ニ処ス」ニ改ム

第六章ヲ削ル

附則

本法ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ノ適用ニ付テハ旧刑法旧陸軍刑法又ハ旧海軍刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者、其ノ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ六年未満ノ懲役又ハ

禁錮ノ刑ニ処セラレタル者、其ノ公権ノ剝奪又ハ停止ヲ附加スヘキ重軽罪ノ為予審又ハ公判中ノ者ハ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ為予審又ハ公判中ノ者ト看做ス

本法施行ノ際旧法第二十三条第一項ノ規定ニ依リ徵集猶予中ノ者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶予及其ノ事故止ミタル場合ニ於ケル届出ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際旧法第二十三条第一項ノ規定ニ依リ徵集猶予中ノ者又ハ従前ノ規定ニ依リ一年志願兵タルノ資格ヲ有スル者ノ一年志願兵ノ志願ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

前二項ニ掲ケタル者ノ外本法施行ノ際徵集猶予ヲ受クルコトヲ得ル学校ニ在学中ノ者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶予及其ノ事故止ミタル場合ニ於ケル届出並一年志願兵ノ志願ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

前二項ノ規定ニ依リ一年志願兵ヲ志願シタル者ハ本法ニ依リ一年志願兵ヲ志願シタル者ト看做ス

本法施行ノ際師範学校ニ在校中ノ者又ハ従前ノ規定ニ依リ六週間現役兵タル資格ヲ有スル者ハ仍従前ノ規定ニ依リ之ヲ六週間陸軍現役ニ服セシム

前項ノ規定ニ依ル六週間陸軍現役ヲ終リタル者又ハ其ノ服役中教職ヲ罷メタル者ノ服役ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際一年志願兵若ハ六週間現役兵タル者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者ノ服役ニ関シテハ仍従前ノ規定ニ依ル

六週間陸軍現役中ノ者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者滿二十八歳迄ニ教職ヲ罷ムルトキハ十四日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出ツヘシ

前項ノ市町村長ニ付テハ第二十九条ノ二ノ規定ヲ準用ス

第三項、第五項又ハ第十項ノ届出ヲ為ササル者ノ罰第三十条ノ二ニ同シ

従前ノ規定ニ依リ徵集ヲ猶予セラレタル者ヲ徵集スル場合ニ於テハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス

本法施行ノ際露国領沿海州、露国領薩哈噠、支那、香港及澳門以外ノ外国ニ在リテ徵集猶予中ノ者ハ第二十三条ノ二第一項ニ掲クル者ト看做シ其ノ者ノ徵集猶予ノ願出ハ同項ノ規定ニ依リ願出ト看做ス

願出ト看做ス

〔表紙〕
〔加筆・朱書〕
〔参照〕

大正七年一月十四日

大正七年

徵兵令中改正法律案〔新〕旧対照

徵兵令改正案〔朱書〕旧対照

〔朱書〕
第七條ノ二 第十二條又ハ第十三條ニ依ル場合ヲ除クノ外志願ニ由リ兵籍ニ編入セラルル者ノ服役ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

前項ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者満四十歳迄ニ兵籍ヨリ除カルルニ至リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

〔朱書〕
第八條 重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サス

〔朱書〕
第八條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サス

〔朱書〕
第九條 陸軍現役兵及補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ応シ壯丁ノ身材芸能職業ニ從ヒ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵職工及雜卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

海軍現役兵及補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ應シ沿海地方及島嶼ノ壯丁ヲ調査シ海軍ニ適スル職業ニ從ヒ水兵火夫職工及雜卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ但海軍志願兵徵募規則ニ依リ服役スル者ハ本令ノ限ニ在ラス

〔朱書〕
現役兵及補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ應シ壯丁ノ身材芸能職業ニ從ヒ勅令ノ定ムル各兵及雜卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ徵集順序ヲ定メ之ニ充ツ

警備隊ヲ置キタル島嶼ノ壯丁〔近衛師團ニ編入スル者ヲ除ク〕ハ總テ之ヲ警備隊ニ充テ其地ニ於テ服役セシム但在營期限ハ一箇年以内トス

〔朱書〕
第十三條 満十七歳以上満二十八歳以下ニシテ官立学校〔小学校及選科等ノ別科ヲ除ク〕府県立師範学校中学校若クハ文部大臣ニ於テ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校若クハ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學理財學ヲ教授スル私立学校ノ卒業證書ヲ所持シ若クハ陸軍試験委員ノ試験ニ及第シ服役中食料被服裝具等ノ費用ヲ自弁シ予備後備將校タル冀望ヲ有スル者ハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得但費用ノ全額ヲ自弁シ能ハサルノ証アル者ニハ其幾部ヲ官給スルコトアル可シ

一年志願兵ノ予備役後行役年期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

満十七歳以上満二十八歳以下ニシテ官立府県立師範学校ノ卒業證書ヲ所持シ官立公立小学校ノ教職ニ在ル者ハ六週間陸軍

業證書ヲ所持シ官立公立小学校ノ教職ニ在ル者ハ六週間陸軍

現役ニ服セシム其服役ニ関スル費用ハ官給トス

前項ノ現役ヲ終リタル者ハ直チニ国民兵役ニ服セシム

第三項又ハ第四項ニ依リ服役中ノ者ニシテ満二十八歳迄ニ其教職ヲ罷ムル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ更ニ二箇年間陸軍現役及常例ノ予備役後備役ニ服セシム但第一項ニ依リ一年志願兵ヲ志願スル者ハ此限ニ在ラス

第十四条 禁錮ノ刑ニ処セラレ若クハ賭博犯ニ由リ懲罰ニ処セラレタル者ハ一年志願兵タルコトヲ許サス

第十三条 (1) 左ニ掲クル者ニシテ陸軍予備役後備役將校同相当官タルノ希望ヲ有スル満十七歳以上二十一歳未満ノモノハ

志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ其現役中ノ食料被服器具等ノ費用ハ自弁トス但費用ノ一部ヲ官給スルコトアル可シ

第一 官立学校小学科及選科等ノ別科ヲ除ク 師範学校又ハ中学校ヲ卒業シタル者

第二 勅令ノ定ムル所ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校ヲ卒業シタル者

(2) 前項ニ掲クル学校ニ在学スル者ニシテ二十二歳未満迄ニ卒業シ入営スルコトヲ得ルモノ亦前項ニ同シ

(3) 前項ニ依リ志願ヲ為シタル者ハ卒業迄入営ヲ延期ス

(4) 第二項ニ掲クル者満二十二歳以上ニ非サレハ卒業シ入営スルコトヲ得サルニ至リタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集ス

(5) 第一項又ハ第二項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一

年志願兵ト称ス

(6) 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ一年志願兵タルコトヲ許サス

(7) 二年志願兵ノ現役ヲ終リタル者ノ予備役後備役期間ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四条 (1) 二十歳未満ニシテ師範学校ヲ卒業シタル者又ハ満二十歳以上ニシテ師範学校ニ在校シ満二十三歳迄ニ之ヲ卒業スヘキ者ハ一箇年間陸軍現役ニ服セシム

(2) 前項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年現役兵ト称ス

(3) 第一項ノ場合ニ於テ師範学校在校中ノ者ハ卒業迄入営ヲ延期ス

(4) 二年現役兵ノ現役ヲ終リタル者ハ直チ第一国民兵役ニ服セシム

(5) 二年現役兵トシテ現役ニ服スヘキ者、其現役中ノ者又ハ其現役ヲ終リタル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ之ヲ徴集ス但満二十一歳以上ノ者ノ徴集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモノトス

第一 満二十三歳迄ニ師範学校ヲ卒業セサルニ至リタルトキ

第二 師範学校卒業ノ年ニ入営シタル者其現役ヲ終リタル日ヨリ六箇月ヲ経過シタル後ニ於テ小学校ノ教職ニ在ラサルコトアルトキ

第三 師範学校卒業ノ年ニ入営セサル者卒業ノ日ヨリ二箇

月ヨリ六箇月ヲ経過シタル後ニ於テ小学校ノ教職ニ在ラサルコトアルトキ

第三 師範学校卒業ノ年ニ入営セサル者卒業ノ日ヨリ二箇

年ヲ經過シタル後ニ於テ小学校ノ教職ニ在ラサルコトアルトキ

第四 小学校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有セサルニ至リタルトキ

(6) 二年現役兵ノ現役ヲ終リタル者前項ニ依リ徵集セラレタルトキハ一箇年現役期間ヲ短縮ス

(7) 第五項第二号乃至第四号ハ滿二十八歳ヲ過キタル後小学校ノ教職ヲ退キタル者ニ付テハ之ヲ適用セス

第三章 免役延期及猶予 免役及延期

第二十一条 公権ノ剝奪若クハ停止ヲ附加ス可キ重軽罪ノ為メ訊問若クハ拘留中ノ者ハ徵集ヲ延期ス

第二十一条 禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ為メ予審若クハ公判中ノ者犯罪ノ為メ拘禁中ノ者刑ノ執行停止中ノ者又ハ仮出獄中ノ者ハ徵集ヲ延期ス

第二十三条第一項 第十三条第一項ニ掲クル学校ニ在校ノ者ハ本人ノ願ニ由リ滿二十八歳迄徵集ヲ猶予ス其事故滿二十八歳迄ニ止ミ又ハ二十八歳ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス但第十三条第一項ニ依リ一年志願兵ヲ志願スル者及第十三条第三項ニ依リ服役スル者ハ此限ニ在ラス

第二十三条 一年志願兵トシテ服役スヘキ者ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ修業年限三箇年以上ノ専門学校又ハ之ト同等以上ト認ムル学校ニ在校スルモノニ対シテハ本人ノ願ニ由リ其学校ノ修業年限ニ応シ滿二十七歳迄入営ヲ延期ス

一年志願兵トシテ服役スヘキ者其服役ヲ為ササルトキハ之ヲ徵集ス但滿二十一歳以上ノ者徵集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモノトス

第二十三条第二項 韓国、露国領沿海州、露国領薩哈噠、清国、香港、澳門以外ノ外国ニ在ル者ハ本人ノ願ニ由リ徵集ヲ猶予ス滿三十二歳迄ニ帰朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集シ三十二歳ヲ過クル者ハ国民兵役ニ服セシム但第十三条第一項ニ依リ一年志願兵ヲ志願スル者ハ此限ニ在ラス

第二十三条ノ二 滿二十歳ニ至ラサル前ヨリ露国領沿海州、露国領薩哈噠、支那、香港及澳門以外ノ外国ニ在ル者ニ対シテハ本人ノ願ニ由リ滿三十七歳迄徵集ヲ延期ス

前項ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者延期ノ事由消滅シタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集シ滿三十七歳ヲ過キタルトキハ国民兵役ニ服セシム

第二十三条ノ三(1) 第七条ノ二第二項ニ依リ兵役ニ服スヘキ者又ハ第十四条第五項若クハ前条第二項ニ依リ徵集セラルヘキ者ニシテ滿二十七歳迄ノモノハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ第十三条ヲ適用ス

(2) 前項ニ依リ志願ヲ為シタル者ニ対シテハ第二十三条第一項ニ依ル延期ヲ為サス

第二十五条 第三条第二項、第十二条、第十三条第一項第二項第四項、第十四条第五項但書、第二十三条第二項但書及第二十三条ノ三第一項ニ掲クル年齢ハ十二月一日ニ於ケル年齢トス

第二十五条 毎年一月一日ヨリ十一月三十日迄ニ滿二十歳ト

為ル者ハ其年一月中ニ、十二月一日ヨリ同月三十一日迄ニ滿

二十歳ト為ル者ハ翌年一月中ニ又第二十三条第一項ニ当ル者

ニシテ二十八歳迄ニ事故止ミ同条第二項ニ当ル者ニシテ二十

二歳迄ニ帰朝シタル者ハ十四日以内ニ書面ヲ以テ戸主ニ非サル者ハ其戸主ヨ

リ本籍ノ市町村長ニ届出可シ但二十歳未滿ニシテ現役ヲ終ヘ

タル者又ハ現役中ノ者ハ本条ノ届出ヲ為スニ及ハス

第二十五条ノ一 毎年一月一日ヨリ十一月三十日迄ニ滿二十

歳ト為ル者ハ其年一月中ニ、十二月一日ヨリ同月三十一日迄

ニ滿二十歳ト為ル者ハ翌年一月中ニ書面ヲ以テ戸主ニ非サル者

主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戸主ノ法定代理人ヨリ本籍ノ市町村長ニ届出ツ可シ但現役

ヲ終ヘタル者又ハ現役中ノ者ニ付テハ此限ニ在ラス

第十四条第五項、第二十三条第二項若クハ第二十三条ノ二第

二項ニ該当スル者又ハ第二十三条第一項ニ依ル延期ノ事由止

ミタル者ハ十四日以内ニ書面ヲ以テ本籍ノ市町村長ニ届出ツ

可シ

第二十九条 服役年期ノ計算ハ現役予備役補充役及海軍後備役

ニ在テハ各其役ニ就ク年ノ十二月一日第十三条第三項ニ依リ服役

別ニ勅令ヲ以テ規定スル月日ヨリ起算スヨリ陸軍後備役ニ在テハ其役ニ就ク年ノ四

月一日ヨリ起算ス但第七条ニ依リ延期シタルモノト雖モ服役

年期ノ計算ハ延期セサル者ニ同シ

第十三条ニ依リ服役スル者ノ現役予備役後備役年期又ハ一年

現役兵ノ現役年期ハ前項ニ依ラス勅令ヲ以テ定ムル日ヨリ起

算ス

現役中禁錮六年未滿ノ懲役若クハ禁錮ノ刑ニ処セラレ又ハ

逃亡シタル者其刑期中及逃亡中ノ日数ハ現役年期ニ算入セス

其予備役年期ハ現役ヲ終ル年ヨリ起算シ陸軍ニ在テハ第六年

目ノ三月三十一日迄海軍ニ在テハ第五年目ノ十一月三十日迄

トス但第十条ニ依リ現役年期ヲ短縮シタルモノハ其現役ヲ短

縮シタル場合ニ於ケル予備役年期ニ応シ本項ニ準シテ計算ス

予備役後備役及補充役中犯罪ノ為メ又ハ正当ノ事由ナクシテ

召集ヲ欠キタル者其召集ヲ欠キタル年ハ服役年期ニ算セス

第二十四条 本令中市町村長トアルハ市制町村制ヲ実施スル

迄ノ間戸長ノコトトス

第二十九条ノ一 本令中市町村長トアルハ勅令ヲ以テ指定ス

ル市ニ在リテハ区长、市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ

市町村長ニ準スヘキ者トス

第三十条 第二十五条ノ届出ヲ為ササル者及正当ノ事故ナク

身体ノ検査ヲ受ケサル者ハ三百円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

第三十条 第二十五条ノ二第一項ノ届出ヲ為ササル者ハ科料

ニ処ス

第三十条ノ二 第二十五条ノ二第二項ノ届出ヲ為ササル者及

正当ノ事故ナクシテ身体ノ検査ヲ受ケサル者ハ百円以下ノ罰

金又ハ三百円以上ノ科料ニ処ス

第三十一条 兵役ヲ免レンカ為メ逃亡シ又ハ潜匿シ若クハ身体

ヲ毀傷シ疾病ヲ作為シ其他詐偽ノ所為ヲ用ヒタル者ハ二月

以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ三百円以上三十円以下ノ罰金ヲ附

加ス三年以下ノ懲役ニ処ス

〔抹消〕第六章 附則

〔削〕第三十二条 本令ハ明治二十二年一月ヨリ施行ス但第二十五条ノ届出期限ハ明治二十二年ニ限り三月一日ヨリ同月十五日迄トス

〔削〕第三十三条 本令ハ北海道ニ於テ函館江差福山ノ外及沖縄県並東京府管下小笠原島ニハ漸ヲ以テ施行ス其時期区域及特

ニ徴集ヲ免除シ若クハ猶予ス可キモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔削〕第三十四条 本令中市町村長トアルハ市制町村制ヲ実施スル迄ノ間戸長ノコトトス

〔削〕第三十五条 現今陸軍予備役ニ在ル者ノ服役年期ハ第三条ニ依ル其後備役ニ在ル者ハ常備役年期ヲ通シテ十二箇年四箇月トス

〔削〕第三十六条 旧令第十七条ニ依リ徴集猶予ニ属シタル者ハ徴集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ国民兵役ニ服セシム

〔削〕第三十七条 旧令第十八条第二項ニ依リ徴集猶予ニ属シタル者ハ徴集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ国民兵役ニ服セシム

〔削〕第三十八条 旧令第十八条第七項及第二十一条ニ依リ徴集猶予ニ属シタル者ハ徴集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ国民兵役ニ服セシム

〔削〕第三十九条 旧令第十八条第三項ノ生徒ニシテ第一予備徴員ト為リ仍ホ在校ノ者ハ該徴員タルコトヲ止メ満二十七歳迄徴集ヲ猶予シ其事故二十七歳ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ

〔削〕第四十条 第三十六条第三十七条第三十八条及第三十九条ニ掲クル者其事故各其本条ノ期限内ニ止ミタルトキハ抽籤ノ法ニ依リ徴集ス但一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得

〔削〕第四十一条 旧令第十八条第三項若クハ第十九条ニ依リ徴集猶予ニ属シ在校ノ者ハ其事故八箇年以内ニ止ミタルトキ又ハ八箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ抽籤ノ法ニ依リ徴集ス但一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得

〔削〕第四十二条 旧令第三十条ニ依リ補充員ト為リタル者ハ之ヲ予備徴員ト為シ一箇年間明治二十一年十二月一日ヨリ起算スニ徴集セサル者ハ国民兵役ニ服セシム

国民兵役ニ服セシム

〔削〕第四十三条 旧令第三十一条ニ依リ第一予備徴員ト為リ在校セサル者及旧令第三十二条ニ依リ第二予備徴員ト為リタル者ハ直ニ国民兵役ニ服セシム補充員ヨリ第一予備徴員ト為リタル者亦同シ

〔削〕第四十四条 明治十二年第四十六号布告徴兵令ニ依リ国民軍ノ外免役又ハ平時免役若クハ徴集猶予ニ属シタル者ハ直ニ国民兵役ニ服セシム

〔削〕第四十五条 旧令第八条ニ依リ海軍兵ト為リタル者ノ服役期限ハ同令第三条及第四条ニ依ル

〔削〕第四十六条 第三十六条第三十七条第三十八条ニ掲クル徴集延期ノ者及第三十九条第四十一条ニ掲クル徴集猶予ノ者其事故各其本条ノ期限内ニ止ミタルトキハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

〔削〕第四十七条 第三十九条第四十一条ニ掲クル徴集猶予ノ者其事故各其本条ノ期限内ニ止ミタルトキハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

〔削〕第四十八条 第三十九条第四十一条ニ掲クル徴集猶予ノ者其事故各其本条ノ期限内ニ止ミタルトキハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

〔削〕第四十九条 第三十九条第四十一条ニ掲クル徴集猶予ノ者其事故各其本条ノ期限内ニ止ミタルトキハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

〔削〕第五十条 第三十九条第四十一条ニ掲クル徴集猶予ノ者其事故各其本条ノ期限内ニ止ミタルトキハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

〔削〕第五十一条 第三十九条第四十一条ニ掲クル徴集猶予ノ者其事故各其本条ノ期限内ニ止ミタルトキハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

〔削〕第五十二条 第三十九条第四十一条ニ掲クル徴集猶予ノ者其事故各其本条ノ期限内ニ止ミタルトキハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

〔削〕第五十三条 第三十九条第四十一条ニ掲クル徴集猶予ノ者其事故各其本条ノ期限内ニ止ミタルトキハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

第十三条第三項又ハ第四項ニ依リ服役中ノ者ニシテ滿二十八歳迄ニ其教職ヲ罷ムル者ハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

第一項及第二項ノ届出ヲ為ササル者及本令施行前旧令第三十五条第三十六条ノ届出ヲ為サスシテ本令施行後ニ於テ發覺スル者ハ本令第三十条ニ依リ処分ス可シ

〔附則〕

(1) 〔本令〕 本令ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

(2) 〔本令〕 本法ノ適用ニ付テハ旧刑法旧陸軍刑法又ハ旧海軍刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者、其ノ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者、其ノ公権ノ剝奪又ハ停止ヲ附加スヘキ重軽罪ノ為予審又ハ公判中ノ者ハ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ為予審又ハ公判中ノ者ト看做ス

(3) 〔本令〕 本法施行ノ際旧法第二十三条第一項ノ規定ニ依リ徵集猶予中ノ者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶予及其ノ事故止ミタル場合ニ於ケル届出ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

(4) 〔本令〕 本法施行ノ際旧法第二十三条第一項ノ規定ニ依リ徵集猶予中ノ者又ハ従前ノ規定ニ依リ一年志願兵タルノ資格ヲ有スル者ノ一年志願兵ノ志願ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

(5) 〔本令〕 前二項ニ掲クル者ノ外本法施行ノ際徵集猶予ヲ受クルコトヲ得ル学校ニ在校中ノ者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶予及其ノ事故止ミタル場合ニ於ケル届出並一年志願兵ノ志願ニ付テ

ハ仍従前ノ規定ニ依ル

(6) 〔本令〕 前二項ノ規定ニ依リ一年志願兵ヲ志願シタル者ハ本法ニ依リ一年志願兵ヲ志願シタル者ト看做ス

(7) 〔本令〕 本法施行ノ際師範学校ニ在校中ノ者又ハ従前ノ規定ニ依リ六週間現役兵タル資格ヲ有スル者ハ仍従前ノ規定ニ依リ之ヲ六週間陸軍現役ニ服セシム

(8) 〔本令〕 前項ノ規定ニ依ル六週間陸軍現役ヲ終リタル者又ハ其ノ服役中教職ヲ罷メタル者ノ服役ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

(9) 〔本令〕 本法施行ノ際一年志願兵若ハ六週間現役兵タル者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者ノ服役ニ関シテハ仍従前ノ規定ニ依ル

(10) 〔本令〕 六週間陸軍現役中ノ者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者滿二十八歳迄ニ教職ヲ罷ムルトキハ十四日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出ツヘシ

(11) 〔本令〕 前項ノ市町村長ニ付テハ第二十九条ノ二ノ規定ヲ準用ス

(12) 〔本令〕 第三項、第五項又ハ第十項ノ届出ヲ為ササル者ノ罰第三十条ノ二ニ同シ

(13) 〔本令〕 従前ノ規定ニ依リ徵集ヲ猶予セラレタル者ヲ徵集スル場合ニ於テハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス

(14) 〔本令〕 本法施行ノ際露国領沿海州、露国領薩哈噠、支那、香港及澳門以外ノ外国ニ在リテ徵集猶予中ノ者ハ第二十三条ノ二第一項ニ掲クル者ト看做シ其ノ者ノ徵集猶予ノ願出ハ同項ノ規定ニ依ル願出ト看做ス

(注記9)

〔陸軍省〕 陸軍省

陸軍一年志願兵ノ資格ニ関スル認定学校及入営延期ニ関スル件

大正六年十一月十日

文部大臣 岡田良平 印

陸軍大臣 大島健一 印

内閣総理大臣伯爵 寺内正毅殿

徴兵令ノ改正ニ伴ヒ陸軍一年志願兵ノ資格ニ関スル認定学校及

入営延期ニ関スル件別紙ノ通制定致度理由書相添ヘ請閣議

(注記10)

朕陸軍一年志願兵ノ資格ニ関スル認定学校及入営延期ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣

陸軍大臣

文部大臣

勅令第 号

第一条 徴兵令第十三条第一項ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等

以上ノ学校タルコトヲ認ムル場合ニ在リテハ文部大臣ニ於テ

陸軍大臣ニ協議ノ上之ヲ定ム

第二条 徴兵令第二十三条但書ニ依リ陸軍一年志願兵ノ入営延

期期限ヲ左ノ通定ム

一、中学校卒業ヲ入学程度ト(抹消)スル(加筆)

修業年限三年以上ノ官立学校

二、中学校卒業ヲ入学程度トスル修業年限

四年以上ノ公立私立専門学校

満二十五歳迄

三、修業年限三年ノ帝国大学分科大学 満二十六歳迄

四、修業年限四年以上ノ帝国大学分科大学及大学院 満二十七歳迄

満二十七歳迄

五、外国ノ学校ニ関シテハ陸軍大臣文部大臣ト協議ノ上之ヲ

定ム

附則

本令ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

理由

徴兵令中ノ改正ニ伴ヒ制度ノ必要アルニ由ル

(注記1)

〔六年ノ陸甲一―三〕

(注記2)

〔下條〕

(注記3)

〔濟〕

(注記4)

〔十七〕(簿冊内件名番号)

(注記5)

〔法制局陸第一八号〕

(注記6)

〔學生〕

(注記7)

〔東條〕

(注記8)

〔松村〕

(注記9)

〔法制局〕

(注記10)

〔陸甲一三〕

〔公文類聚 第四十二編 大正七
年 卷二十一〕 2A, 1, ④1292〕